大阪府行政不服審査会運営要領の改正案について

資料５－１

【改正点】

その１　部会の設置に伴う規定整備を行う。（第２条）

その２　答申の方法についての規定を新設する。（第８条）

【施行日】

平成３１年３月１２日

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後（案） | 改正前 |
| （部会）  第２条　審査会に、大阪府行政不服審査会条例（平成28年大阪府条例第１号）第７条第１項の合議体として、第１部会、第２部会、第３部会及び第４部会（以下これらを「部会」という。）を置く。  ２－４　（略） | （部会）  第２条　審査会に、大阪府行政不服審査会条例（平成28年大阪府条例第１号）第７条第１項の合議体として、第１部会、第２部会及び第３部会（以下これらを「部会」という。）を置く。  ２－４　（略） |
| 第７条　（略） | 第７条　（略） |
| （答申の方法）  第８条　答申は、諮問を受けた審査請求に係る事件の最終の調査審議を行った部会又は審査会が行う。  ２　答申は、審査庁に対し、答申書を交付することにより行う。 |  |
| 第９条―第１３条　（略） | 第８条―第１２条　（略） |